

株式会社アビバジャパンに関する金融機関調整終了について

平成17年2月28日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という）は、下記の対象事業者について、平成17年1月18日に株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行っていましたが、本日まで、全ての関係金融機関等から、事業再生計画に同意する旨の回答をいただきました。

関係金融機関等の中に機構に対する債権買取り申込みをされた金融機関等はありませんでしたので、法第25条第1項に規定する買取決定は行いませんが、関係金融機関等との調整は本日を以って終了し、今後、事業再生計画は予定どおり進められることとなります。

1. 対象事業者の氏名又は名称
株式会社アビバジャパン

2. 金融支援額
債権放棄額 3,701 百万円

*担保資産の売却価額が評価額を上回ったこと等により、支援決定時点に発表した額（「約39億円」）から変更されています。

3. 今後の予定
平成17年4月 営業譲渡実行

4. 一般の債権の取扱い

一般の関係金融機関等との調整終了は、上述のとおり、関係金融機関等と機構との間の合意が整ったということを意味するものであり、関係金融機関等に係るもの以外の一般の債権に何ら影響を及ぼすものではありません。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437